

京 都 都 市 計 画（京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画）
地 区 計 画 の 変 更（京 都 市 決 定）

都市計画大枝北福西町二丁目地区計画を次のように変更する。

名 称		大枝北福西町二丁目地区計画
位 置		京都市西京区大枝北福西町二丁目
面 積		約 １４．２ ヘクタール
地 区 計 画 の 目 標		当地区は、西京区の西部、大枝地区に位置し、京都市が新住宅市街地開発法に基づき計画的な住宅地形成を図ってきた洛西ニュータウンの一角にある。地区東部には開発以前からの竹林が保全されるとともに公園、街路等が整備され、緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区である。今後ともこの良好な居住環境を保全するとともに、より良い市街地形成を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	低層住宅地として良好な居住環境を保全・整備するため、用途の混在や敷地の細分化の防止を図る。
地 区 整 備 計 画	地 区 の 面 積	約 ９．５ ヘクタール
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所（住宅を兼ねるものを含む） 3 建築基準法施行令第１３０条の３に規定する兼用住宅のうち （１） 事務所 （２） 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 （３） 理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、家庭電器器具店、クリーニング取次ぎ店 （４） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 4 巡査派出所、公衆電話所その他建築基準法施行令第１３０条の４に規定する公益上必要な建築物 5 １～４に掲げる建築物に付属する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	１７０平方メートル
	建築物等の高さの最高限度	１０メートル（軒の高さについては、７メートル）

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、当地区において地区計画を変更することにより、公園施設の柔軟な利活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。